

令和3年1月8日

令和3年第1回神奈川県議会臨時会

産業労働常任委員会資料

(令和3年1月8日付託分)

産業労働局

令和2年度1月補正予算

I	令和2年度1月補正予算（案）総括表	1
II	令和2年度1月補正予算（案）の概要	2
	参考1 第24回新型コロナウイルス対策本部会議資料等	3
	参考2 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針	9

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

I 令和2年度1月補正予算（案）総括表

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科目	令和2年度 現計予算額 A	令和2年度 1月補正 予算額 B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,328,030	0	7,328,030	—	—	—	—	
(項)労政費	4,669,892	—	4,669,892	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,163,868	—	2,163,868	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	222,239	—	222,239	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	272,031	—	272,031	—	—	—	—	
(款)商工費	74,827,662	54,326,104	129,153,766	54,326,104	—	—	—	
(項)商工総務費	46,321,747	54,326,104	100,647,851	54,326,104	—	—	—	感染症拡大防止協力金事業費
(項)工業費	7,563,844	—	7,563,844	—	—	—	—	
(項)商工金融費	20,942,071	—	20,942,071	—	—	—	—	
小 計	82,155,692	54,326,104	136,481,796	54,326,104	—	—	0	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	82,155,692	54,326,104	136,481,796	54,326,104	—	—	0	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,961,173	—	2,961,173	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計＋特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	85,116,865	54,326,104	139,442,969					
-------------------	------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

Ⅱ 令和2年度1月補正予算（案）の概要

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

感染症拡大防止協力金事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の現下の厳しい状況を踏まえた、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等を支援する。

(2) 内容

県からの要請に協力し、5時から20時までの時間短縮営業を行う飲食店等に協力金を交付する。

(3) 予算額 54,326,104千円

モニタリング指標と本県の状況について

令和3年1月5日現在

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況			クラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数		⑤直近一週間と先週一週間の比較
	病床全体	うち重症者用病床						
本県の状況	34.71% 673床	39.50% 79床	人口10万人当たり 37.39人 全療養者数 3417人	20.31%	人口10万人当たり 33.01人 新規報告数 3043人	多い (12/29 ~ 1/4 3043人) (12/22 ~ 12/28 2811人)	61.35%	(医療機関) 15施設 計357人 (福祉介護) 34施設 計585人 (学校大学) 13施設 計230人 (幼児児童) 6施設 計48人 (その他) 19施設 計193人 1/4
本県における基準	1939床 ※ × 0.2 ※疑似症含まない確保病床数	200床 × 0.2	人口10万人当たり全療養者数 ※ 15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり197.5人/日 92.19 × 15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅢの指標	最大確保病床の占有率 20%	最大確保病床の占有率 20%	人口10万人当たり全療養者数 ※ 15人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり15人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 50%	最大確保病床の占有率 50%	人口10万人当たり全療養者数 ※ 25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり25人/週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	970床 1939床 ※ × 0.5 ※疑似症含まない確保病床数	100床 200床 × 0.5	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	10%	2304人 (週平均329.1人/日) 92.19 × 25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—

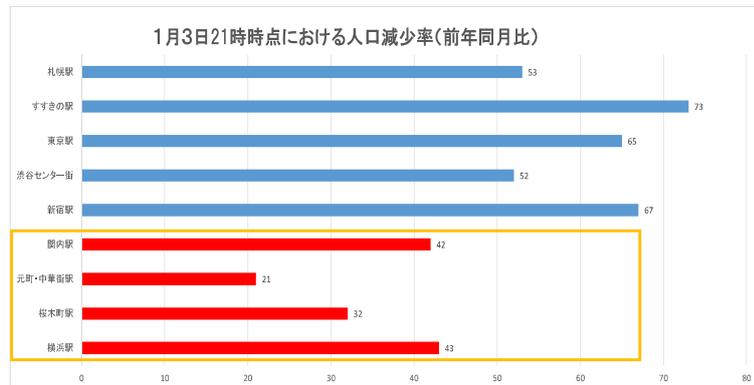
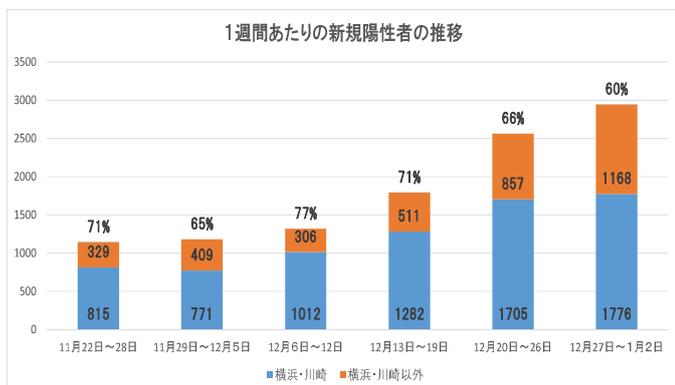
参考：病床利用率(即応病床中)
病床全体：80.31%
うち重症：88.77%

1

※令和3年1月4日 第24回新型コロナウイルス対策本部会議資料より抜粋

時短営業の要請期間延長後の状況

- 時短営業の要請を行った12月3日以降も感染者は急増を続けている。
 - ・ 新規感染者は、時短要請後も減少に転じていない(横浜市、川崎市域以外のウェイトが増加)
 - ・ 人出の減少率は依然として他県よりも小さい
- 時短営業に協力している店は徐々に増えている印象だが、全体として協力店は半数に満たない印象



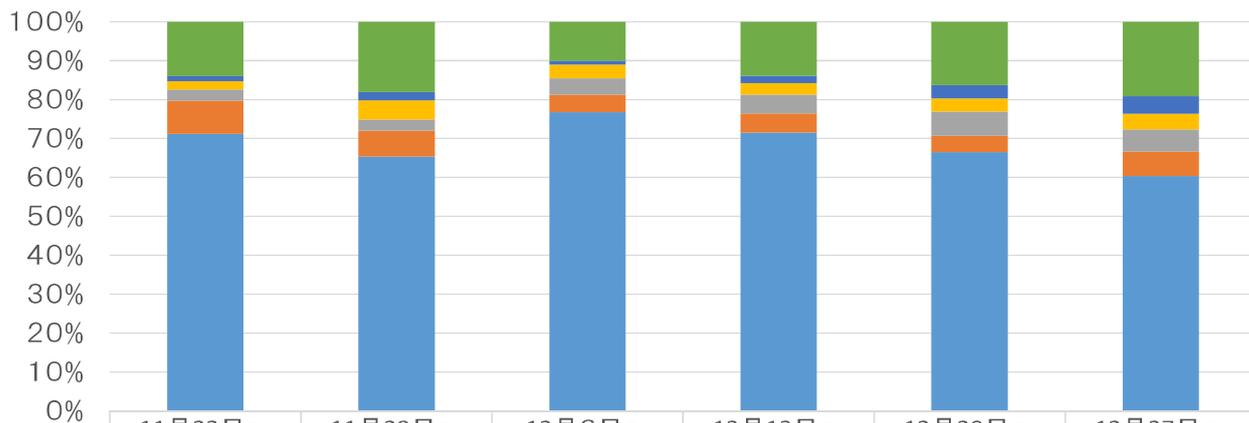
(出典：内閣官房HP(株式会社Agoopデータ))



人の移動の抑制によるさらなる感染拡大防止対策の強化が必要

2

1週間あたりの新規陽性者の推移



	11月22日～	11月29日～	12月6日～	12月13日～	12月20日～	12月27日～
■ その他県域	160	213	132	248	416	563
■ 茅ヶ崎保健所管内	15	26	13	34	89	134
■ 藤沢	24	57	46	53	85	118
■ 横須賀	33	34	56	87	160	167
■ 相模原	97	79	59	89	107	186
■ 横浜川崎	815	771	1012	1282	1705	1776

⇒ 横浜川崎両市で、県全体の60%後半～70%後半を占める割合で推移し、時短要請以降は割合は低下傾向である。12月以降、相模原市、横須賀市、県域保健所管内の増加傾向が顕著である。

国と一都三県の合意事項(国からの要請事項)

1. 専門家が「急所」としている飲食店については、4月～5月の緊急事態宣言時と同等の対応を取ることとし、飲食店(カラオケ・バー含む)の時短営業を20時まで(酒類提供は19時まで)とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請
2. 企業におけるテレワークの徹底
3. 職場、学校での感染防止策の徹底
4. イベントの開催要件の厳格化

1 時短要請の20時までの前倒し

(現状)

- 12月18日～1月11日
- 横浜市、川崎市の酒類を提供する飲食店、カラオケ店に対する22時までの時短要請
- 協力金4万円



(現状に加え)

- **8日以降**、20時まで(酒類の提供は19時まで)の時短に応じた店舗に対して、協力金を上乗せ



(1月12日以降の対応)

- **1月12日～1月末**
- **20時までの時短要請**(酒類の提供は19時まで)
- 対象: 全県の全ての飲食店、カラオケ店
- 協力金: 4万円から増額

1-②県民への外出自粛

(12月24日～)

- 可能な限り外出自粛

(12月31日～)

- **徹底した外出自粛**
(生活に必要な場合を除く)



(8日から1月末まで)

- 徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)
- **特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛**

2 企業におけるテレワークの徹底

(現状)

- テレワーク、時差出勤の徹底



(8日から1月末まで)

事業者

- **5割の実施目標**、業務特性に応じたテレワークの徹底
- 時差出勤、週休の分散、年休取得促進

県民

- 仕事はなるべく自宅で

7

3 職場、学校での感染防止対策の徹底

(現状)

- テレワーク・時差出勤、時差通学等



(8日から1月末まで)

○ 職場

- 感染防止対策の更なる徹底
- 昼食時間の分散化

○ 学校

- 集団行動(寮生活、クラブ・部活動など)における感染防止対策の徹底
- オンライン授業の併用、時差登校等の実施

8

4 イベントの開催要件の厳格化

(現状)

- 収用人数10,000人超 → 収容人数の50%
- 収容人数10,000人以下 → 5,000人



(8日から1月末まで)

- 人数上限5,000人(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)
- スポーツやライブなどのイベント前後の会食禁止等の呼びかけ

(成人式は)

- 市町村が実施の判断
- 実施する場合は、式典時の対策に加え、式典前後における感染防止対策、会食の自粛を徹底

9

5 その他

- 外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯

10

事業者の皆さんへ

1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、22時までの時短営業
協力金4万円(/日)

20時までに時短営業(酒類の提供は19時まで)する場合は、協力金を上乗せ

(令和3年1月12日から1月末まで)

全県の全ての飲食店・カラオケ店は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)
協力金 4万円(/日)から増額

2 企業におけるテレワーク等の徹底(令和3年1月8日から1月末まで)

5割の目標設定

時差出勤、週休の分散化、年休取得の促進

3 イベント(令和3年1月8日から1月末まで)

5,000人以下で実施(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)

4 その他

外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯

県民の皆さんへ

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・ 徹底した外出自粛(生活に必要な場合を除く。)
特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛
- ・ 仕事はなるべく自宅で

その他

(令和3年1月8日から1月末まで)

- ・ 職場における昼食時間の分散
- ・ 学校の寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- ・ オンライン授業の併用、時差登校等の実施

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

令和3年1月7日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により緊急事態措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年1月8日～2月7日

2 措置の対象とする区域

神奈川県全域

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合（※）を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

ア 営業時間短縮の要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店・カラオケ店（「別表1」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、法第24条第9項に基づき、次のとおり要請する。

なお、デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外とする。

[1月8日から1月11日までの間]

横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

[1月12日から2月7日までの間]

全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

- 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を行う。

イ 営業時間短縮の働きかけ

- 施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある「別表2」に定める施設については、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）の協力について働きかけを行う。

ウ その他

- 感染の拡大につながるおそれのある一定の施設については、国の事務連絡に沿った施設の使用（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）の働きかけを行う。
- 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請については、必要に応じて検討する。

(3) イベントの開催制限

- 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、「別表3」の基準に制限するよう要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。
あわせて、20時までの時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

(4) テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

(5) 大学や学校への要請

- 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

(6) その他

- 事業者に対し、20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯を行うよう働きかけを行う。
- 鉄道事業者に対し、終電時間の繰り上げの前倒し等を要望する。

4 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3(2)アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 県機関の取組

- 県はテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進める。
- 県民利用施設については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切な対応を図る。その状況については、別途県のホームページで広く周知する。

6 その他

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。
- 緊急事態措置の実施については、一都三県で連携する。

別表1 特措法第24条第9項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の種 類	施 設	要請内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
遊興施設 等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食 店営業許可を受けている店舗	

別表2 特措法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の種 類	施 設	働きかけの内容
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 及び別途国が通知する施設を除く。）	5時から 20 時までの営業 時間短縮、 11時から 19 時までの 酒類提供
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場	
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限 る。）、博物館、美術館又は図書館	
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）	

別表3 特措法第24条第9項に基づき要請するイベント開催の基準

時 期	収容率	人数上限
1月8日～2月7日	50%以内	5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

※ 上記のほか、国の事務連絡に基づき適宜対応する。